

上福岡市・大井町法定合併協議会インターネットホームページ

開設及び管理運営要綱

平成16年11月1日
上福岡市・大井町法定合併協議会訓令第3号

(目的)

第1条 この要綱は、上福岡市・大井町法定合併協議会インターネットホームページ(以下「ホームページ」という。)を開設することにより、上福岡市・大井町法定合併協議会(以下「合併協議会」という。)の情報を積極的に公開するとともに、住民等の声を把握することを目的とする。

(名称)

第2条 ホームページの名称は、「合併協議会ホームページ」とする。

(合併協議会の責務)

第3条 合併協議会は、情報を積極的に公開するため、ホームページに情報を掲載するよう努めなければならない。ただし、ホームページに掲載することをもって全住民に周知したとみなしてはならない。

(掲載情報の制限等)

第4条 次の各号のいずれかに該当する情報は、ホームページに掲載することができない。

- (1) 広告その他の営業に関する情報
- (2) 個人に関する情報(一般的に知り得ない個人の情報であって、その個人が識別され、又は識別されうる情報をいう。)
- (3) 公共性及び公益性を損なうおそれがある情報
- (4) 前3号に掲げるもののほか、合併協議会の会長が定める情報
(意見等の受信及び処理について)

第5条 合併協議会は、電子メール(以下「メール」という。)を有効的に活用し、メールによる意見等の収集に努めるものとする。

2 メールで受信した意見等については、速やかに回答等の処理をするものとする。
(リンクの取扱い)

第6条 ホームページのリンクは、次の各号のいずれかに該当する機関等が開設したインターネットホームページに限るものとする。

- (1) 官公庁
- (2) 官公庁以外の公共機関

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、合併協議会の会長が認める機関等

2 合併協議会以外の者が開設するインターネットホームページからのリンクは自由とする。ただし、リンクを行う場合は、その旨を合併協議会に通知するものとする。

(個人情報保護)

第 7 条 ホームページに情報を掲載する場合は、個人情報の保護の重要性を認識し、その取扱いに十分配慮しなければならない。

(著作権への留意)

第 8 条 ホームページに自ら作成したものでない文書、写真、図画、音楽、動画等の著作物を掲載する場合は、当該著作物の著作権について、十分留意しなければならない。

(引用・転載)

第 9 条 ホームページの内容は、自由に引用・転載することができるものとする。ただし、利用者は、その出典を明示しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、ホームページに使用した画像は、引用・転載をしてはならない。

(事務局の責務)

第 10 条 合併協議会の事務局は、ホームページに掲載する情報については、その利用目的に照らして常に最新のものとしておかななければならない。

2 合併協議会の事務局は、ホームページの作成に当たっては、効率的に作成し、かつ、全体の整合性を保つようにしなければならない。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、ホームページの開設及び管理運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成 16 年 11 月 1 日から施行する。